

山田盛太郎編

『変革期における地代範疇』

——山田盛太郎教授の見解を中心として——

斎藤

仁

一

本書は、土地制度史学会の一九五五年度秋季学術大会の成果を再構成したものであつて、ここでの終局的な課題は、「農地改革の性格、したがつてまた特に改革後の土地所有の性格を、明確にすること」（はしがき）におかれている。

このような課題のたてかた自体が、すでにすくなくとも直接この課題に解答をあたえようところろみている諸氏——小池、井上、白川・持田、吉岡、山田（勝）、三好、山田（盛）氏ら——のつぎのような問題意識を表現している。農地改革前における農業の主たる生産関係は、封建ないし半封建的土地所有と半封建的小農民の対抗として規定することができる。農地改革は、そのような

生産関係を変革し、半封建的小農民を自由な土地所有にもとづく分割地農民に転化させた、といえるかどうか。そして、こういう問題意識は、農地改革前における農業の生産関係をすくなくとも基本的には封建ないし半封建と規定する論者のあいだに、改革後の農業の把握について、もつとも大きくわけてつぎのふたつの完全相反する見解——半封建的土地所有関係は基本的には一掃されたとする見解と、いぜんとしてそれは農業の基本的な生産関係をなすとする見解——の対立があり、そのいづれもが内部にかなりのニュアンスの差をふくみまたときにその論拠を修正しながらも、いぜんとして解消するにいたつていない、という現状から発しているともみていいだろう。

しかし、こういう現状は、よくいわれるような政治的実践との関係もさることながら、ことを研究の分野にかぎつていつても、実はかなり重大ないみをもつものである、とかがえられるのである。というのは、ここでは、すくなくとも封建土地所有あるいは半封建的土地所有、自由な分割地所有ないしは分割地農民という概念が、対立する二つの議論において、さらにそれぞれの内部においても、すでにことなつた規定をあたえられているからであり、そうとすれば、改革前を封建ないし半封建となすこれら諸論者の共通の立脚点も、実はただ共通のことばをつかうということだけで存在しているにすぎず、したがつて、ことはたんに農地改

革と改革前の農業の把握にとどまらず改革前の農業の把握における争論にまで発展しなければならないはずだからである。いわゆる「講座派」理論の根本的な再検討が、むしろその内部から要請されている、といつていい。この大会自体がそういう要請に発したものであらうし、また会のもちかたにおいても、ただちに終局的な課題にこたえようとせずに、イギリス、フランス、ドイツのブルジョア革命および東欧諸国、中国の人民民主主義革命における旧土地所有の処理方法を検討し、さらに分割地所有の理論的把握をおこなっているのは、ともかくも、——というのは、そういう方法がただししかどうかは別問題として——みぎの要請にこたえようとしたものであらう。

ところで、ここで農地改革は半封建土地所有を基本的には一掃したとする立場をおしだしているのは、白川・持田、吉岡、山田（勝）氏らであり、これにたいして、農地改革はただ半封建的土地所有を再編成したにすぎないとする立場にたつのは、小池、井上、三好、山田（盛）氏らである。ところが、討論司会者である山田（盛）教授によれば、この大会の主潮は後者の立場を確認するところにあつた。いわく「今次の農地改革においては、半封建的、地主的土地所有は、独占資本による農業危機の解決として、極めて大幅に解体再編されたが基礎から一掃されたのではなく、かつた。したがって、また、改革後における土地所有の性格を、

封建的土地所有の解体から成立する自由な農民的土地所有、または分割地的土地所有の概念を以て律することをえない。これが、今日までの報告及び討論で明らかにされてきたところの主潮とすることが出来ます」（四三九頁）。

われわれが本書からよみとりうるかぎりでは、この大会の主潮をこのようなものとしてつかむことはできそうにない。確認されることは、むしろ山田教授の見解が後者の立場にたつ、というそれだけのことであり、さらに、教授の確認にもかかわらず討論をへてなおふたつの相反する見解の対立はかたづいていない、ということであるようにしかおもわれない。しかし、それはそれでいい。ただ、われわれは、こういう対立がここでの討論のような簡単な手続きで解消することはこのましくないし、もしそんなことがおこなわれるならそれは論理のそでの解決にほかならない、とかがえるのである。そういういみで、ここでは、山田教授による「主潮」の確認を無視することにしたい、とおもう。

ところで、本書がわれわれにたいしてあたえている諸見解は、現在のわれわれにとつてはけつしてめあたらしいものではない。その大部分は、すでに、相互の、あるいは他の多くの論者の批判と検討をへているものである。ここでとくにこゝろあたらしくわれわれの興味をひくのは、ほかならぬ山田教授の見解である。というのは、主としてつぎの理由による。すなわち、ここにしめされ

ている教授の見解は、すでに一九四九年にしまされ（『農地改革の歴史的意義』——『東大経済学部創立三十周年記念論文集』第二部所収）、多くの批判と検討をへてむしろ教授の固有のものともみなされてきた見解とはかなりのへだたりがあり、そのへだたりは、そのまま教授が正当にもそれによつていわゆる「講座派」理論を代表するものとみなされてきた『分析』の基本理論との質的なへだたりをいみするとかんがえられるからである。ここでとくに、山田教授の議論をとりあげて検討するゆえんである。

二

「歴史的意義」において、教授は農地改革にたいしてつぎのような規定をあたえられた。「日本資本主義——即ち、明治維新を起点とし、特に地租改正（明治六年）を基調とする半封建的土地所有制」半封建的零細農耕の土壌の上に構築されたところの軍事的半封建的、日本資本主義——は、日本の敗戦（昭和二十年八月十五日）と共に崩壊した」（『意義』一三九頁）。そして、「その初期」変革（民主主義革命）の基本過程となるところのものは、旧

構成の基砥（半封建的土地所有制）半封建的零細農耕における変革的な再編でなければならぬ」（『同右頁』）のであるが、「今次の農地改革の劃期的意義は、地主的土地所有の根幹に蝕れ、所謂『數世紀に亘る封建制の下に日本農民を奴隷化してきた経済的桎

梏』を破り、かくして、一、軍事的半封建的、日本資本主義の基砥——半封建的土地所有半封建的零細農耕——の構成をその根源において再編し日本農業を本格的農業への解放の途を拓き、二、瓦解した軍事的半封建的、日本資本主義の揚棄としての、日本経済再建の、新しい基礎——土地所有半農業経営の再編——を確立する方向を規定していること、以上の二点において、方向を規定する点において、正に、革命的である」（『同前、一八二頁』）。そして、このようなみで「正に革命的」な農地改革の必然性は、「資本主義的発達並に資本主義的分化の諸々の様相をとり乍らも、……本質的な変容を遂げることはなく、依然として、今日に至るまで存続してき」たところの、「日本農業の基本型」たる「半封建的土地所有制」半封建的零細農耕の構成並に対抗」（『同前、一四七—八頁』）それ自体によつてあたえられていた、とされるのである。

このようにして、ここでは、農地改革は「革命的」なものとしてというよりはまさにブルジョア革命として把握されている、といつていい。もつとも、この場合、教授は、改革の限界を指摘して、改革は「軍事的半封建的、日本資本主義の、全構成の揚棄（変革）の基礎通過の進行を規定するものとして、一時期を劃するところである。にも拘らず、農地改革そのものは、全過程の端緒に過ぎず、過程は、更に一方、農地改革それ自体の深化と、他

方、本格的農業への技術的基礎〔大農圃への基礎〕の構築へ、迫り、かくして、土地所有の変革が農業構造の変革へ展開して、全過程が経過する。茲に、農地改革の意義と限界がある（同前、一八二―三頁）とされるのであるが、教授の場合、日本農業の「本格的農業」つまり資本主義的「大農圃」制への発展を阻止しそれを「零細農耕の段階」にとどめていたのは、半封建土地所有そのものであつて、「半封建的土地所有」零細農耕制」という表現はまずそのようなものとして理解されなければならなかつたのだから、ここで改革の限界を指摘されていることも、改革自体が半封建的土地所有を払拭するうえで限界をもつ、といわれようとするのではなくて、むしろ、改革は土地問題を処理するだけだ、それゆえ、本格的農業があたりしく成立する近代的土地所有関係のもとで十全の展開をしめすかどうかは改革自体にかかる問題ではない、ということはいわれようとしているのだから。とすれば、改革にたいするそのような限界の指定は、むしろ当然のことであつて、この限界は、改革がそれとして、ブルジョア革命としての規定をうけとることをさまたげるものではなかつたのである。

さて、みぎのような農地改革の理解は、『分析』の見地の、あるいみできわめて順当な帰結であつた、といえよう。なぜなら、『分析』の場合に、地租改正を調期として成立する土地所有が

「地代範疇として『封建的』なるものを表示する」（一〇頁）のは、それが「全剰余労働（を）吸収」（『分析』一九八頁）するものであつたからなだから、農地改革がそういう「全剰余労働（を）吸収」する地代、土地所有を消滅させたというまぎれもない事実をそのままに承認するかぎり、改革は「正に革命的」——われわれの表現でいえばブルジョア革命——なものとして把握されざるをえないことになる。それは、『分析』のいわば理論的な帰結であつた、といつていい。

しかし、みぎのようなかたちで首尾一貫する教授の論理は、実は、つぎのような、事実をふまえての問題を充分におおいいなという欠陥をそれ自体露呈していたのであつた。その一は、改革の主体にかんする問題である。教授の場合、それは農民にもとめられた。そのことは、改革を「半封建的土地所有」半隷農的零細農耕」の構成を破砕するものとして、そのいみで「革命的」なものとして把握する以上、けだし当然のことであつた。しかし、この場合、「革命」は日本資本主義自体を否定するものではなくて、日本資本主義の「新たな、より高次の階梯」（『意義』一三九頁）への移行の調期をなすものであつた。そして、そのような「革命」の対象となつた伝来の日本資本主義は、まさに「半封建的土地所有制」半隷農的零細農耕の土壌の上に構築されたところの軍事的半封建的、日本資本主義」（『意義』一三九頁）だつたの

である。

かくして、われわれは、ここでつぎの疑問を提出しうる。日本資本主義が、その「土壌」の崩壊をへてなお存在をたもちえているのはなぜであるか。この場合、農民が改革の主たる担い手であったとしても、すくなくとも資本もその担い手であった、というおそらく教授も否定されないであろう事実がそのことを説明する。しかし、「軍事的半封建的」であつてはじめてその生成と発展をたもちえた日本資本主義が、その存在のいわば必要条件をうしなつて、いかにして、なおかつ存在をたもちえるのか。また、そういう事態の担い手たりうるのか。改革を「革命的」なものとして、ブルジョア革命として把握することにたいする疑問が、ここ出てくるわけである。

第二の問題は、改革後の農業の発展形態に関係する問題である。教授の場合、改革は「本格的農業」の展開の端緒をなすものであつた。さきにふれたように、日本の農業の零細性は、「零細性一般でなく、二層の従属規定をもつ半封建的土地所有関係によつて制縛を受ける耕作規模の零細性（＝半農奴的零細農耕）」

（『分析』二〇七頁）であつたのだから、改革によつて半封建的土地所有関係が消滅させられたとみるかぎり、それは当然の規定であつた。しかるに、改革後の現実がわれわれにしめしているものは、けつして資本主義「大農圃」制農業の発展ではない。「零細

農耕」制はいぜんとして存続しているし、また資本主義的発展の展望があたえられているという予想をたてることも困難である。

かくして、ここでは、つぎの問題が出されるだろう。改革が「正に革命的」なものであつた、という見地が固持されるべきであるとすれば、この「革命」が農業の資本主義化をおしすすめる現実、端緒たりえなかつた、という事実はいかに説明されるか。ブルジョア革命もお農業の資本主義化の現実の端緒たりえない場合があるのであらうか。それとも、改革は「革命」ではなかつたのか。この問題は、第一の改革の主体にかんする問題と一定の関連をもつ。

みぎの問題は、そのまま、「歴史的意義」における一見きわめて整序されたかたちであたえられているかのような論理の難点をしめすものである、といつていいだろう。そして、もしそうだとするならば、それはまた、ただちに『分析』の論理の難点をしめすものだったのである。「歴史的意義」にたいしてよせられた多くの関心は、ここから発したものであつた。

三

ところで、「歴史的意義」にたいする多数の議論のなかで、教授と同様に改革後における基本的な関係としての封建制の存在を否定しつつ、かなり詳細にここでのわれわれと同様の疑問を提出

し、論理のあたらしい整序をこころみたるものに、綿谷超夫氏の談論がある（書評、山田盛太郎『農地改革の歴史的意義』——本誌第四卷第二号所収）。氏がそこで教授に対立して提出しようとした見解は、およそつぎのようなものとして理解される。

第一に改革の主体の問題についていえば、「主導」的なそれは地主でも農民でもなく、資本である。いわく、「大正後期—昭和前期において下からの農民運動が、資本の批判者に支持指導されて、ついに地主制止場の高度な方式（＝土地国有）を提起するにいたつた」が、「その敗北の後に、当時の資本主導によつて自作農創設固定化政策を基調とする地主制の妥協的解消が始められ、戦争とともにその方式が、一見反地主的とみえるほどのラジカルな色彩をおびてきた」。みぎの「二つの路は、資本主義本来の桎梏たる半封建的地主制のなんらかの解決策たる点においていづれも共通している」が、「農地改革は、当時の資本が主導した後者の路の、戦後版で」ある。

第二に、改革による土地問題の処理が「本格的農業」の発展の端緒でありうるかどうか、という問題にたいする氏の見解は、当然につぎのようなものである。「改革の自作農主義が内包するところの、直接生産者資格にたいする土地所有者資格の優越は、地主の土地取上げの寛容な黙認に、つながっている」し、さらに「戦後資本の再生産条件逼迫は、これら転落農民に労働力完全商

品化の機会を提供しえず、累増する零細下層農は、経済的自立なき絶対的窮乏の状態で、農村内部に沈黙してくる」。こういう条件のもとでは、「商業的農業の生産力発展をになう中堅層の経営上昇は、阻止されてしまふ。蓄積および共同化による『大農圃の形成』は、とても望みえない。日本農業の旧日本型の止場も本格的農業への推転も、したがつて不可能となる」。

もつとも「日本農業の、したがつて日本経済の明るい展望を可能たらしめる、いま一つの本来的努力の方向」がある。「それは、明治大正の資本主義的発展の一般性によつて、中堅農家漸増（その経営上昇）の形で、その経済的基礎を培われ、第一次大戦後にはじめて主導力と活動目標を与えられ、今次敗戦とともに旧勢力との本格的対決を展開するにいたつたものである。農地改革

のもつ進歩的内容（＝小作料の低率金納化、それ自体としての耕作権の確保）は、この農民の自主的要求が投影し結実したものにほかならぬ。しかもこの進歩的内容を拠点として、かかる努力の主体は、経済的基礎においても、社会的自覚においても、さらに成長をとげるであらう。このような媒介をつうじて始めて農地改革は、日本農業の本格的農業への再編とこれを基概とする日本経済の正常な再建との全過程の、「端緒」たりうる」。

みぎの綿谷氏の見解は、さしあたつての問題と関係するかぎりでは、すくなくともつぎのふたつの命題を前提としている、

あるいは、つぎの命題をみちびかざるをえないとかがえていいだろう。第一に、封建土地所有の消滅は、ただそれだけでは、農業の資本主義的發展のための充分な条件をなすものではない。それは、むしろ、農業にとつては所与のものとしての資本主義の發展段階なり形態なりにかかわることである。第二に、封建土地所有「主導」の社会から「資本主導」の社会への移行は、政治的変革を経過することなしにも可能である。つまり、封建土地所有

「主導」の社会とは本質において資本主義の法則にくみこまれえないところの封建土地所有が基本的な生産関係となつている社会であり、「資本主導」の社会とは資本関係が基本的な生産関係となつている社会であると理解すれば、前者の後者への移行は、それらに照応する国家構造、政策主体のスムーズな転換によつても可能である。

みぎのふたつの命題は、いずれも、山田教授によつて代表される見解ならびにその理論的諸前提にたいする決定的なアンティ・テーゼをなすものである、といつていいだろう。そればかりではない。こういう議論が、農地改革後の農業の發展形態というあたらしい現実の分析における教授らの旧来の、かつ学会で支配的であつたといつていい理論の無力という事実にもとづいて、それゆえまたその理論のあたらしい整序のころみをいみするものとして、うまれてきた、ということに注意すれば、それは、むしろ維

新変革、地租改正をもふくめて日本資本主義の生成期についての従来の理解にたいする根本的な再検討を要請するものでなければならなかつた。

事実、第一の命題は、「半封建的土地所有」半隷農的零細農耕」という一義的な理解を否定するかもしれないものであり、第二の奇異な命題は、一般的な説得性をかくとくしえない場合には、そしてそれでもなお「昭和初期以来資本主導説」が固持さるべきであるとするならば、封建をもつて律しうる土地所有は、昭和期のみならず明治、大正期においても、すくなくとも基本的な生産関係をなすものではなかつた、という結論をみちびかざるをえないものであろう。

ここで綿谷氏の議論をひきあいにしたのは、たんにそれが「歴史的意義」の論理にたいする直接の批判というかたちでされたものだから、という理由によるばかりではない。そのことにも、ここにみたような氏の議論は、すくなくとも農地改革前における土地所有の封建制を強調する点で一致した見地にたつ諸論者の、旧来の見解にたいするほぼ共通した疑問に発している、とおもわれたからであり、さらに、改革と改革後の現実をふまえて提出されている氏の積極的な見解がここでわれわれの問題の展開にとつてあるいみでかなり興味ある位置をしめるからである。

この最後の点に關していえば、氏の議論は、われわれの理解の

しかたがただしといふれば、そのまま、一方では、たとえば『現代日本農業論』（そこでは綿谷氏とはおなじ見解がしめされている）から『農業問題入門』にいたる故栗原百寿氏の正当な発展——『入門』は栗原氏自身の理論にとつてもなお入門でしかなかつたし、それゆゑ多くの部分的な欠陥をもつていたが——を説明すると同時に、他方では、農地改革における「資本主義」を強調しつつ、なお改革は半封建土地所有を一掃するものではなくそれを再編成したものであつて、それゆゑ改革後においても農業は資本主義とともに半封建土地所有の独自の論理によつてその展開を規制されているとする議論、すなわち本書での小池、井上氏によつて代表されるところのいわゆる「再編論」における問題のたてかたを説明する、とかがえられるのである。

しかし、この後者の議論は、要するに伝來の見地、すなわち地租改正以後の地主的土地所有を封建となす見地と、農地改革は「正に革命」ではなかつたという事実とを調和させようとするところのみのひとつであらう。それゆゑ、それはすでにのべたような、またのちにのべるようないくつかの背理をおかさざるをえないのであり、また、本書で白川氏が小池教授に質問しているように、「資料や統計をもつて具体的に論」じない「觀念論やたんなる解釈論におち入」（四二六頁）らざるをえないのである

る。この点では、綿谷氏の小池、井上氏らにたいする批判（『農林図書資料月報』第七卷第十一号所収）はただしい。

四

さて、本書での山田教授の見解はどうか。「歴史的意義」をしつてゐるわれわれにとつては、それは一見きわめて奇妙な、そのいみで難解な議論であるようにみえる。ここでの教授は、さきへのべたように、あきらかに小池、井上氏らとおなじ見地になつた。教授自身のことばによつて確認しておこう。いわく、「小池教授は、改革後における土地所有の封建的性格の発現形態を『剰余生産物の唯一の支配的形態としての地代の、なんらかの形態、変化』と規定し、また井上晴丸氏が『農民の民主主義的要求の多様性』にも拘らず決め手は土地問題であるとされる点を、私はここで援用したいと存じます」（四三九頁）。つまり、ここでの教授は、「歴史的意義」における論理の矛盾と背理とを、いわゆる「再編論」の方向に解消され、そのいみであつたらしい整序をこころみられた、とみていいようにおもわれるのである。奇妙で難解だ、というのはそのことではない。それは、ここでの教授が、そういう小池、井上氏らとおなじ見地にたたねながら、しかも、これまでわれわれがずっとみてきたような「歴史的意義」の論理をほとんどそのままのかたちでいかしておられるようにみえること

である。

しかし、そうみるのは、あまりにも字句にとられすぎた結果であつて、「歴史的意義」の論理は、むしろここで重大な修正をうけている、といわなければならない。あえて重大な修正というのは、それがたんに「歴史的意義」自体の論理にたいする修正にとどまらず、その基調となつている『分析』の基本的な論理にたいする修正をふくむとかんがえられるからである。ここでの論理は、これ自体がまたかなり難解であるが、およそつぎのようなものとしてたどらうようにおもわたる。

第一に、徳川封建制下における純粹封建的土地所有組織（マルクスのいうような）みで、「純粹」といえるかどうかは疑問であるが）、『領有制』《Oberigentum》とその基体《Untereigentum》としての農民身分的土地所有＝保有とのヒエラルヒシユな体制」（一二頁）にほかならぬ。ところで「所謂基体《Untereigentum》としての農民身分的土地所有＝保有は、それ自身が一種のヒエラルヒシユな構造をとつている」（一三頁）。このようなものとしての Untereigentum の「生産技術段階」が「零細農耕」であり、「零細農耕」は「その底のところが古い慣習や事情に縛られていて変が少く」（一三頁）、「零細農耕」が揚棄されないかぎり Untereigentum はこの「古い慣習や事情」によつて本質的にヒエラルヒシユな構造をもたざるをえない。逆

にいえば、Untereigentum の「ヒエラルヒシユな構造」は「零細農耕」の揚棄によつてのみ消滅する。そして、それはただ農民革命によつてのみ可能である。

かくして、維新変革は、「Oberigentum たる幕藩領有制の廃絶」（一三、一四頁）をもたらししたが、しかし、農民革命をともなわなかつたという点で、「零細農耕」を揚棄しえず、したがつて Untereigentum の「ヒエラルヒシユな構造」をのこし、それに「根ざしたものの」（一四頁）としての半封建土地所有を成立させざるをえなかつた。つまり、封建土地所有は、維新変革、より具体的にいえば地租改正を「剷期」としてあらたな編成替えをうけながら存続することとなつたのである。

ところで、農地改革は、この半封建的土地所有の「脊梁を構成する」（四三九頁）大地主を解体し、その点で半封建的土地所有の「根幹に触れた」（一五、四三六頁）のであるが、しかし「この改革（は）農民の変革でなく上からの改革」（四三六頁）であつて、「零細農耕」を揚棄する作用をもちえず、したがつて「基体」のヒエラルヒシユな構造に対して決定的な再編をなしとげえしめ」（一五頁）ず、かくして「半封建的、地主的土地所有は……極めて大幅に解体再編されはしたが基盤から一掃されたのではなかつた」（四三九頁）とみなければならぬ。農地改革は、まさに「剷期」をなすものではあつたが、しかし、それは封建土

地所有をまたあらたに編成替えるものとしてのそれであつたにすぎない。そこで、「矛盾爆発の最後決定的なキメ手となる契機は、やはり土地問題に含まれている矛盾をその基礎にもつ」(四三九頁)こととなる。

『地代範疇』の論理をおよそみぎのようにたどることがただしとすれば、一見そのままでのかたちでいかされているかのようにおもわれる「歴史的意義」の論理は、基本的な点で重大な修正をうけた、といつていいだろう。「歴史的意義」で「調期」とされた農地改革は、この『地代範疇』でも「調期」である。しかし、前者においてはそれは「半封建的土地所有」半隷農的零細農耕」の構成を变革するものとしての「民主主義革命」(『意義』一三九頁)——ブルジョア革命——をいみした。ここでは、たんに半封建的「地主的土地所有を再編する」(一三頁)ものとしてのそれをいみする。ここでの「調期」は、このいみで、地租改正に表現される「調期」に対立さるべきものではなくて対比さるべきものとなつてゐるのである。

「歴史的意義」においても『地代範疇』においても、それはまさしく「軍事的半封建的、日本資本主義の崩壊」(『意義』一三九頁、『地代範疇』三、一〇頁)をみちびくものであつた。しかし、前者では崩壊がみちびくものは「より高次の階梯」(『意義』一三九頁)としての「民主化」(同右頁)された日本資本主義で

あつた。ところが、ここでは、それは——教授はあきらかにしめておられないが——おそらく半封建的、独占資本主義とでもいへうきものである。

ところで、みぎのような「歴史的意義」と「地代範疇」とのあいだの論理の断絶をもたらししたのは、あきらかに、『分析』以来の「半封建的土地所有」半隷農的零細農耕」の論理の変化である、とおもわれる。日本農業の「零細農耕」制は、『分析』以来、さきにみたように、半封建的土地所有によつて規定されたものとして把握されていた。「零細農耕」が「半隷農的」という規定をうけとるゆえんは、そこにあつた。そして、こういう理解こそが、教授ならびに教授によつて代表されていた理論のいわば核心をなすものだつたのである。

ところが、ここでは、逆に、土地所有は「零細農耕」に規定されたものとして「封建」である、とされる。「零細農耕」が土地所有を「制縛」するのである。これは、まさに封建土地所有の本質規定の変化という点で、基本論理の変化をいみるとみていいだろう(こういう重要ないみをもつ——とわれわれにはかんがえられる——あたらしい規定を、なぜ註におとしのべられたのであろうか)。そして、こういうあたらしい論理こそが、ここでの小池、井上氏らによつて代表される現在の「再編論」の主要な立脚点となつてゐるのである。かくして、教授は「歴史史意義」に

おける矛盾と背理を「再編論」の方向で解消しようとされたのだ、ということが確認される。

しかし、そういう転換は、われわれから見れば、さきにもべたように、一方の矛盾と背理とを他方の矛盾と背理をもつておきかえたにすぎない、とかがえざるをえないのである。事実、「零細農耕」一般を封建土地所有の規定要因とする場合、封建土地所有はむしろ超歴史的な概念に墮せざるをえない。しかし、超歴史的な封建土地所有という概念はそれ自体ナンセンスである。

現在の「零細農耕」は、ほかならぬ独占資本主義によつてうみだされた構成的過剰人口の一存在形態であつて、そういうものとしての「零細農耕」は、多かれ少なかれそれにまつて残存する「旧い慣習や事情」によつて土地所有に封建的な色彩をおびさせるが、しかしそれはけつして封建関係そのものをうみだすものではない。資本主義がたえず封建関係をつくりだし維持する、という議論は、なんといつても背理にもとづくものでしかない。

そして、この場合、「歴史的意義」における矛盾と背理とが、たんに「歴史的意義」の主題とした農地改革とその後の農業の発展形態の理解にかかわるだけのものであるよりは、むしろ『分析』ならびにそれに代表されていた見解にかかわるものであつたことをかんがえれば、このような教授の転換は、伝統的理論が決

定的に破綻したことをしめす重要な指標をなすものだ、といつていいだろう。それゆえ、伝統的理論にたいしてはあらたな貫した整序が要求されるわけであるが、しかし、それは「再編論」の方法によつてはみたされえない。伝統的理論の破綻の原因は、まさに、戦前の地主的土地所有を封建土地所有となす点にあつたのだから。

五

以上、山田教授の見解を中心として、戦前の地主的土地所有を封建となしつ農地改革とその後の農業の発展形態を理解しようとする説にたいする問題を出したのであるが、ここでは、わたくし自身の見解を積極的に展開する余裕がない。ただ、つぎのことだけはのべておいていい。

封建土地所有の解体は、資本主義の確立、発展にとつての一般的な必要条件をなす。なぜなら、無所有の労働力が資本主義自体の法則によつてつくりだされ再生産されることこそが資本主義の確立発展をいみするのであるが、そのためには労働力が封建関係の束縛から解放されることがまず必要となるからである。資本によつて直接把握される労働力は二重のいみにおいて、つまりひとつには封建関係の束縛から、またひとつには生産手段の所有から自由だ、といわれるが、いかなる国の資本主義も、それが一国の

支配的生産関係として確立するためには、まずもつて封建的束縛から自由な、つまりいわば一重のいみにおいて自由な労働力をつくる必要がある。そして、その過程こそは政治的変革の過程としてあらわれざるをえないのである。逆にいえば、封建土地所有の解体は、「無地、少地」の「零細農耕」を揚棄するため、さらにまた農業の資本主義化のために、一般的な必要条件であるのではない。むしろ、「零細農耕」を資本主義の自由な処理にゆだね、「無地、少地」たらしめるこそが、封建土地所有の解体の客観的な目的なのである。かくして、その解体方法において国により時代による差異はあるにせよ、資本主義の確立をいうばあいには、つねに、それとともに封建土地所有の解体をいわなければならない。

したがって、ここでの議論と関係させていえば、われわれの問題は、「範疇」としては最初から近代土地所有である地主的土地所有のより具体的な歴史的な規定を、日本資本主義のそれぞれの発展段階に対応するものとして、あたえることでなければならぬ、ということになる。そして、その場合、まず必要なのは本書におけるような、他国の旧土地所有の処理方法の歴史学的な理解ではなくて、むしろ資本主義そのものの世界的な、段階論的な規定であらう。

わたくしは、最後にいたつて、山田教授の見解を、それがかな

り難解なものであるだけに、ただし理解しえたかどうかという点で、危惧をのこさざるをえない。ここでとりあげた他の人々の見解にかんしても同様である。そういう危惧があたつているとすれば、後学未熟のせいとして、ご海容とともにご教示をお願いしたい。

なお、ここではふれることができなかったが、五十棲藤吾氏の『農地等解放実績調査』の全国集計報告をおさめていることは、本書の積極的なメリトとして評価しなければならないだろう。